

始良市個人情報保護法施行条例制定の件

始良市個人情報保護法施行条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出  
始良市長 湯元 敏浩

始良市個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（費用の負担）

第3条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示決定等は、開示請求のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関（市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業等管理者をいう。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(訂正決定等の期限の特例)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条、第29条又は第38条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施

機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものを前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（始良市情報公開条例の一部改正）

第5条 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に、第13条中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。

（始良市行政不服審査会条例の一部改正）

第6条 始良市行政不服審査会条例（平成28年始良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法」の次に「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を加える。

第6条の見出し中「及び個人情報保護条例」を削り、同条第1項前段中「又は始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号。以下この項において「保護条例」という。）」、「及び保護条例第2条第4号」及び「又は個人情報（保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）」を削り、同項後段及び同条第3項中「又は個人情報」を削る。